

鳥取市空き家対策に関するQ&A

(凡例)

基本方針：鳥取市空き家対策基本方針
 適正管理条例：鳥取市空き家等の適正管理に関する条例
 利活用ガイドブック：鳥取市空き家利活用ガイドブック
 施行規則：鳥取市空き家等の適正管理に関する条例施行規則
 協議会条例：鳥取市空き家対策協議会条例
 補助要綱(案)：鳥取市空き家等除却事業補助金交付要綱(案)

1. 空き家対策全般について

空き家を利活用する団体や個人への支援は何かあるのか。	「空き家利活用ガイドブック」(平成26年1月24日発行)により、現行の施策を紹介しています。各施策の問合せ先を明記しておりますのでご利用ください。
適正管理条例には利活用の視点が足りないのではないのか。	「空き家対策基本方針」において、空き家の適正管理と、危険空き家化の発生予防のための利活用の二つの柱を設けています。適正管理条例は適正管理に特化しており、利活用の内容は含まれておりませんが、利活用についても引き続き基本方針に基づいて取り組みを進めます。その取り組みの中で必要な場合には条例化の検討も行っています。
空き家を除却すると固定資産税が高くなることについて対応は検討しないのか。	現在、空き家の除却に関する固定資産税の特例を設けた議員立法が検討されていると聴いています(国会未提出：平成26年3月現在)。当面は国の検討の状況を見守りたいと考えています。
市が買い取って始末することはないのか。	適正管理条例では、施行規則に定めた条件に適合する空き家について、その土地を含めて寄附を受けることのみを想定しており、買い取りは予定していません。
買い取り制度を検討すべきではないのか。	老朽危険家屋を市が買い取った上で除却することは、税金を二重に投入することになります。空き家の除却等の対応は一義的には行政ではなく所有者が行うべきであり、行政としては所有者の負担を軽減するための措置として、除却支援制度及び寄附の受入れを行っているところです。このため、現時点では買い取り制度は想定していません。
歴史的な建物等が空き家として処理されてしまうことはないのか。	適正管理条例にもとづく緊急安全措置、命令等の手続きについては、「空き家対策協議会」に協議しつつ対応することとしています。同機関には建築や文化等に関する学識経験者を含め、そこで歴史・文化的な価値についての報告等も行っていく予定ですので、歴史や文化的な観点を踏まえた検討が行われずに手続きが進むということはありません。

空き家活用の観点から、市が所有者の意向や建物の歴史的価値をきちんと調べるべきではないか。	空き家の情報を受けた際は、必要に応じて所有者の意向をお聞きしたり、調査を実施しております。なお、空き家対策は市だけで対応することができず、所有者や地域の方の協力が不可欠であり、空き家を活用するかどうかの最終判断は所有者が行うこととなります。このため、市では空き家の利活用施策を紹介した「空き家利活用ガイドブック」を作成し、空き家の活用を促しています。
鳥取市は他市と比べて空き家が多いのか。	人口比では必ずしも多いとは考えておりません。なお、本市のように全町内会への調査を行っていない市や、また市民からの問合せ等の件数の累積を計上している市もあるため単純な比較はできない状況です。

2. 適正管理条例等について

(1) 適正管理条例全般について

情報提供後にどのような状況なのか連絡をして欲しい。	緊急な対応が必要として通報いただいたものについては、通報いただいた方への情報提供に努めます。全体としては、危険な状態にあると考えられる空き家から優先順位をつけて指導・助言に取り組んで参りますので、建築指導課もしくは各支所にお問い合わせください。なお、空き家台帳の更新や個別の空き家対策について、毎年時期を定めて本庁関係課と支所とで情報を共有し対応の進め方の意見交換を行って行く予定です。
情報提供から是正までの所要期間についてはどの程度を見込むのか。	各所有者の御事情があると考えますので一定ではありませんが、周辺に危険を及ぼす可能性が高いと考えられる案件から優先的に対応して参ります。なお、現時点で外観から危険性が高いと判断している297件については、平成27年度までに指導・助言を行うことを目指します。
適正管理条例に行政代執行を設ける必要はないか。	真に必要な場合には、行政代執行法に基づく代執行を検討することとしています。
行政代執行の執行にはどのような条件があるのか。	本条例に基づく命令に対応いただけない状況、近隣に危険が及びかねない状況などを行政代執行法の手続きに従って判断していくこととなります。
行政代執行の執行まではどれだけの期間を要するのか。	他市における違法建築物に対する代執行の事例によれば、手続きの開始後、最短でも半年、案件によっては1年の期間を要すると聞いています。なお、本市においては、まず適正管理条例において対応する期間がありますので、命令までいたらざるを得ないのか、やはり命令にも対応していただけないのか等を確認していく段階を含めるとさらに期間を要すると想定されます。

<p>今ある老朽空き家について、すぐにでも代執行を実施してほしい。</p>	<p>老朽空き家といえども個人財産であり、行政代執行が執行できるのは真にやむをえない場合のみです。全国的にも老朽空き家を行政代執行により除却した例は殆どありません(例:秋田県大仙市)。空き家の管理責任はあくまでも所有者にあることから、市としては、管理不全な状態の解消に向けて、まずは所有者に助言・指導から行うこととしており、その中で所有者に必要と思われる情報提供等を行いながら、できるかぎり所有者が自主的に空き家等の管理不全な状態を解消するよう対応していきます。空き家の管理不全な状態や周辺環境への影響の大きさは個々の事例ごとに異なるため一律に期間を定めることは困難と考えます。</p>
<p>第三者が空き家所有者の連絡先を必要とした場合、市役所へ照会することによって情報の開示をしてもらい、容易に連絡先が判明するようにしては。</p>	<p>個人情報の観点から、空き家となった時点で所有者等の住所等の開示や公表をすることはむずかしいものと考えます。管理不全な状態にあると疑われる空き家がある場合は、市に情報提供いただき、市が所有者の調査を行い、連絡をとって必要な対応を進めてまいります。</p>
<p>【再掲】適正管理条例には利活用の視点が足りないのではないか。</p>	<p>「空き家対策基本方針」において、空き家の適正管理と、危険空き家化の発生予防のための利活用の二つの柱を設けています。適正管理条例は適正管理に特化しており、利活用の内容は含まれておりませんが、利活用についても引き続き基本方針に基づいて取り組みを進めます。その取り組みの中で必要な場合には条例化の検討も行ってまいります。</p>

(2) 空き家の定義について【適正管理条例第2条関係】

<p>「常時無人の状態」とはどのような状態を指すのか。年に数回帰ってくるような場合は空き家なのか。</p>	<p>「常時無人の状態」について、1年以上管理されていない状態として運用することを想定しています。そのため、年に数回風を通しに帰ってこられているような場合は対象外となると考えています。</p>
<p>1年以上管理されていない状況を空き家とみなすということを条例や施行規則等に掲載する必要はないか。</p>	<p>「1年以上」ということを要件としては明記しておりません。どのように確認するか、空き家対策上どこまで厳密に運用するかについては、「空き家対策協議会」において協議していきたいと考えます。</p>
<p>条例の用語の定義における「老朽化」はそれ以降の全ての内容にかかるのか。</p>	<p>「老朽化」は「倒壊するおそれがある状態」までを指すと考えています。それ以降の「建築材等の飛散のおそれがある状態」等は「老朽化」以外の原因による場合も含まれることとなります。</p>
<p>老朽化とまでは言えないが壊れた空き家はどのように扱うのか。</p>	<p>原則として、所有者に対応いただくことになると考えています。</p>
<p>解体された家屋の廃材が置きっぱなしになっている状態は適正管理条例の対象なのか。</p>	<p>適正管理条例では、敷地に倒壊した建物が残存している状況までを「空き家等」に含め条例の対象としています。もし引き倒して放置しているような状況であれば適正管理条例の対象になりえますが、住宅を解体した際に発生する木くずを廃棄物処理法に基づいて産業廃棄物として処理する手続きを踏んでいないとすれば、まずその面での法の遵守を求めることになると考えます。【適正管理条例第2条】</p>

空き店舗や空きビル、廃工場、納屋などの居住のない建物は適正管理条例の対象となるのか。また除却支援制度についてはどうか。	適正管理条例上は「空き家等」に含まれます。ただし、平成26年度に予定している除却支援制度においては居住歴のある建物を対象とする予定ですので対象外となります。その他の支援制度の対象となるかどうかについては、各制度の要件を御確認ください。
山小屋は適正管理条例の対象となるのか。また除却支援制度についてはどうか。	適正管理条例上は「空き家等」に含まれます。ただし、平成26年度に予定している除却支援制度においては居住歴のある建物を対象とする予定ですので対象外となります。その他の支援制度の対象となるかどうかについては、各制度の要件を御確認ください。
いわゆるゴミ屋敷への対応は適正管理条例に含まれるのか。	居住されている場合には、本条例では対応できませんが、市として必要な対応を検討して参ります。支所を通じてお問い合わせください。
管理人等が存在しているのに関わらず管理不全な状態にある場合は対象か。	本条例は、常時無人の状態にある空き家等を対象としています。居住者等がいる建築物の管理不全な状態の解消については、その程度により、建築基準法をはじめとする既存法令によって対応することとなります。

(3) 台帳の管理について【適正管理条例第8条関係】

空き家台帳の内容の更新はどのように行うのか。	平成25年3月までに報告をいただいた全ての空き家に対して外観の調査を行いました。今後は原則として、市の指導・助言等の対応、市民からの情報提供により更新していくことを想定しています。空き家台帳に登録されている内容全体の更新については、「空き家対策協議会」の中でどの程度の期間毎に更新を行うべきか検討します。
(台帳に記録される)管理不全な状態である空き家等の認定に関し、施行規則別表第1は、1～4の各項目で何かが該当しなければいけないのか。	1～4のいずれかの項目で該当があれば認定されます。
施行規則別表第1に景観の項目があるが、空き地も適正管理条例の対象になるのか。	適正管理条例では、敷地に倒壊した建物が残存している状況までが含まれる範囲ですので、単に雑草が生い茂っていたり、そこに建っていた建物以外の廃棄物等が置かれている状況は対象となりません。
施行規則別表第1に景観の項目があるが、「景観に対する影響」は条例第2条第2号の定義のどの部分に含まれるのか。	適正管理条例第1条の目的における「良好な景観」の記載を根拠とするものです。適正管理条例第2条第2号に記載の内容のうち外観に影響を及ぼす部分を汲みとる項目として設定しています。本項目については、「空き家対策協議会」の委員として鳥取市景観形成審議会の委員長に加わっていただき、運用に関して必要な協議を行っていく予定です。

<p>条例第2条第2号の「衛生上有害であると認められる状態」とあるが、どのような判断基準で「認められる」のか。</p>	<p>衛生上の判断は特定が困難であり、また現在検討中の第三者機関(空き家対策協議会)でも運用を決めるのが難しい課題だと考えています。そのため、別表1には規定を設けておらず、個別に関係機関(東部生活環境事務局 環境・循環推進課)と協議して対応を検討していくことを想定しています。</p>
---	--

(4) 緊急安全措置について【適正管理条例第9条関係】

<p>本条例の施行後、ただちに緊急安全措置の検討に入るべき案件はどの程度を考えているのか。</p>	<p>通学路に面するなど最も危険度と緊急性が高いと考えられる約44件(平成26年2月10日現在)について、速やかに指導・助言に入りたいと考えます。緊急安全措置の提案に先だてて所有者がただちに対処できない理由の確認が必要ですので、現時点では何件に対して緊急安全措置を提案することになるかは確定していません。なお、現時点で外観から危険性が高いと判断している297件の全体としては、平成27年度までに指導・助言を行うことを目指します。</p>
<p>所有者不明の空き家等については、緊急安全措置の対応ができるのか。</p>	<p>所有者不明の空き家等について倒壊などの危険な状態が切迫していると考えられる場合には、建築基準法をはじめとする既存法令による対応を急ぎ検討しつつ、併せて「空き家対策協議会」の意見を伺いながら対応を検討していくことになると考えます。</p>

(5) 公表について【適正管理条例第12条関係】

<p>公表はどのような方法で行うのか。</p>	<p>標識(看板)及び、インターネット上での公表を予定しています。</p>
<p>「正当な理由なく」との記載があるが、「解体したいがお金が無い」というのも正当な理由か。</p>	<p>皆様に様々な事情がおりかと考えます。どのような事情に優先的に配慮すべきか、またその事情をどのように確認させていただきか、を、「空き家対策協議会」において協議しつつ運用していきたいと考えます。</p>
<p>他の市でも公表の規定を設けているのか。</p>	<p>鳥取県内では3市(鳥取・米子・倉吉市)が設けており、境港市も公表の規定を設けた条例案を本年2月議会に上程し可決しております。その他全国で154市(条例施行211自治体:平成25年10月時点)と多くの自治体で規定が設けられています。本市におきましても、「空き家対策協議会」に報告しつつ適正な運用を図って参ります。</p>
<p>公表の適用された例はあるのか。</p>	<p>現時点(平成26年3月末時点)では無い模様です。</p>
<p>施行規則第9条第5項第5号の「公私の扶助」とはどのような内容を指すのか。</p>	<p>命令に従えない正当な理由の根拠となりえる扶助としては施行規則第9条第5項第1号に記載の生活保護を主に想定しています。それ以外の扶助については、聴き取りの内容を踏まえて「空き家対策協議会」において協議する予定であり、「公」「私」とも、特定の機関や親族に限定したものではありません。</p>
<p>当該財産の相続権利者から援助が得られない相当の理由とはどのような内容を指すのか。</p>	<p>相続権利者が存在しない場合、あるいは相続権利者が所有者と同様に生活保護を受けている場合を想定しています。</p>

施行規則第9条第5項における「相続権利者の援助が得られない相当の理由があり」とはどのような場合か。	まず相続権利者がいない場合が想定されます。それ以外にどのような場合を相当の理由とみなすか、それをどのように確認するかについては、「空き家対策協議会」の中で個別事例に即して協議しつつ運用していきたいと考えます。
同項の「又はこれに準ずると認められる」とは、どの条件に対するどのような状況を指すのか。	何らかの理由により、当該空き家以外の財産の処分が著しく困難である場合が想定されます。具体的な適用範囲については、「空き家対策協議会」の中で個別事例に即して協議しつつ運用していきたいと考えます。
同項の「所有権等をめぐり紛争中」という状況はどのように確認するのか。	本項目については、所有者に対する聴き取りの際、所有者側から対応できない事情として説明される場合を想定して設けています。その確認方法については、「空き家対策協議会」の中で個別事例に即して協議しつつ運用していきたいと考えます。
規則第9条4項3号 公表の方法でHPは、全国に発信となります。条例の罰則なので、市内にかぎる市報程度がいいのでは。	空き家の所有者は県外在住の方が多く、全国発信の手段が適切と判断し、公表の方法は、標識(看板)及び、ホームページへの掲載を行うこととしています。

(6) 寄附の受け入れについて【適正管理条例第13条関係】

寄附の要件はどのようなものか。	土地と建物をセットで寄附していただく必要があります。抵当権などが設定されているものは対象外、町内会に活用いただく等の条件がありますので、建築指導課に問合せください。
寄附の要件のハードルが高いのではないか。	寄附であっても本市としては土地の管理の責任が発生します。市が所有することが市民のためになりますように、所有者、地域の方に活用への御協力をいただくことが寄附を受け付ける条件として必要であると考えています。
行政による活用と民間による活用とのどちらでも良いのか。	寄附後の活用については、どちらもあり得ます。ただし民間による活用の内容が、協働によるまちづくり等の観点から市が所持し続ける必要が認められない営業活動等の場合には、民間に取得いただくべきと考えます。

(7) 除却支援制度について【適正管理条例第14条関係】

助成を受ける場合の老朽危険空き家の判定方法はどのようなものか。	家屋の不良度判定(施行規則別表3)を用いて職員が調査した内容を点数付けして評価します。
新築された場合、古い住宅は支援の対象になるのか。	事情は個別にお伺いしますが、一般的には新築の資金がありつつ、古い住宅を放置された場合に公的な支援の必要性を認めることは難しいと考えます。なお、特段の事情がある場合には聴き取りの上で「空き家対策協議会」において協議することを検討したいと考えます。
借地の退去時に空き地にして返却するように契約しているものの除却は支援の対象になるのか。	原則として対応できないと考えます。なお、特段の事情がある場合には聴き取りの上で「空き家対策協議会」において協議することを検討したいと考えます。

<p>【再掲】空き店舗や、空きビル、廃工場、納屋などの居住のない建物は適正管理条例の対象となるのか。また除却支援制度についてはどうか。</p>	<p>適正管理条例上は「空き家等」に含まれます。ただし、平成26年度に予定している除却支援制度においては居住歴のある建物を対象とする予定ですので対象外となります。その他の支援制度の対象となるかどうかについては、各制度の要件を御確認ください。</p>
<p>【再掲】山小屋は適正管理条例の対象となるのか。また除却支援制度についてはどうか。</p>	<p>適正管理条例上は「空き家等」に含まれます。ただし、平成26年度に予定している除却支援制度においては居住歴のある建物を対象とする予定ですので対象外となります。その他の支援制度の対象となるかどうかについては、各制度の要件を御確認ください。</p>
<p>行政から指導や勧告を受けた時は助成制度があるのに、自発的に老朽空き家を除却する場合は支援が無いのはなぜか。</p>	<p>空き家の除却は本来所有者の責任です。本支援制度は、管理不全な状態の空き家の中でも危険な空き家を対象としており、他の方への影響上やむを得ない場合について、所有者の中でも費用の負担がネックとなってやむを得ず除却できずにおられる方に向けてその負担の一部を軽減することを目的としています。そのため、執行にあたっては、まず市の指導を受けていただき、また支援が必要な状況を「空き家対策協議会」に報告しつつ対応を進めていく予定です。</p>
<p>本補助金と他の補助金の併用は可能なのか。</p>	<p>同じ除却費に対して複数の補助金を併用することはできません。また、跡地で行われる事業が既に確定しており、その事業の支援制度に既存建物除却が含まれるにも関わらず除却のみを本事業で行うことは想定していません。ただし、跡地での事業の確定までに時間を要するなどの特段の事情がある場合には、空き家除却支援事業の適用の必要性について聴き取りの上で「空き家対策協議会」において協議することを検討したいと考えます。</p>
<p>敷地内に居住宅部分と物置・納屋などがあり、納屋のみを除却する場合、補助金の対象となるか。</p>	<p>施行規則第11条に助成の要件を定めております。1/2以上が居住の用に供されていることが必要ですので、居住に用いられていない納屋は補助対象とはなりません。納屋の1/2以上が居住の用に供されている場合は、「空き家対策協議会」に報告しつつ対応して参ります。(協議会への報告のため、納屋で居住されている御事情等を聴かせていただく場合があります。)</p>
<p>除却支援措置の助成対象は適正管理条例及び施行規則では「所有者等」となっているが、補助要綱(案)では「空き家の所有者又はその相続人」となっているが、なぜ異なるのか。</p>	<p>適正管理条例第14条は「できる」規定であり、本条例で定義する「所有者等」(空き家を所有する者、管理する者又は占有する者)の全てを支援することを約束するものではありません。補助要綱(案)においては、「所有者」以外については、「管理する者」の中でも「相続人」に対象を限定してしています。</p>
<p>施行規則第11条の「助成を希望する所有者等が市税を滞納していないこと」についてはどのように扱われるのか。</p>	<p>所有者自らが対応を行う場合には、所有者が市税を滞納していないことで足りると考えます。相続人が対応する場合には、御本人に滞納がないだけでなく、所有者が生前に市税を滞納がされていた場合にはそれを解消いただくことが条件となります。(生前の滞納分は相続人への請求という形で引き継がれますので、相続人が支払うことが可能です。)</p>
<p>補助要綱(案)の第8条に定める建築指導課への事前相談は何のために行うのか。</p>	<p>本事業については、空き家等の状況に応じた周辺の安全を確保できる除却手法がとられることの確認が必要と考えられること、また執行にあたっては「空き家対策協議会」への報告を必要とすることから、事前相談を定めています。</p>

<p>申請の可否は、補助要綱(案)第8条の事前相談の段階で判断されるのか。</p>	<p>事前相談の段階では、施行規則別表第3(補助条件)に該当するかどうかの判定を市役所職員が行います。その調査結果を「空き家対策協議会」に報告して意見をいただき、最終的には市長が可否の判断を行います。</p>
<p>施行規則第11条(及び別表第3)は、補助金交付要綱(案)の両方に要件が書いてあるように見えるがどのような関係になるのか。</p>	<p>適正管理条例に基づいて実施される支援であることを明らかにするため、施行規則にまずできるだけの内容を記載し、施行規則に記載するには詳細にすぎるものを要綱に記載するという構成をとらせていただいています。なお、このような法制上の記載とは別に、市民の皆様にご覧いただきやすいパンフレット等も準備していきたいと考えております。</p>

(8) 罰則について【適正管理条例第17条関係】

罰則規定は必要なのか。	罰則はあくまで最終手段であり、それまでの指導・助言でできるだけ是正に向かっていただくように努めます。
他市で罰則規定を設けている例はあるのか。	鳥取県内では倉吉市が設けており、その他鳥根県では松江市など、全国で20市(条例施行211自治体:平成25年10月時点)の自治体で規定が設けられています。
罰則の適用された例はあるのか。	現時点(平成25年12月末時点)では無い模様です。本市におきましては「空き家対策協議会」に報告しつつ適正な運用を図って参ります。
実質的には罰則(過料)よりも公表の方が重いのではないのか。この順序で良いのか。	適正管理条例の上では、市が既に所有している情報を公開する手続きの方が、対象に過料の支払いを強制する手続きよりも前に来ることとなります。本条例は公表や過料を目的とする条例ではありませんので、その前段の指導・助言で是正に向かっていただくように努めます。

3. 協議会条例について

「空き家対策協議会」とはどのようなものか。	学識経験者、市民代表、公募委員等の7名以内の委員からなる第三者機関であり、鳥取市の空き家対策の審議を行います。
「空き家対策協議会」の審議内容はどのようなものか。	本市の空き家対策全般の他、適正管理条例に基づく緊急安全措置、命令、公表、罰則、支援措置、寄附の受け入れについて審議していく予定です。
協議会の学識経験者はどのような分野から選定する予定か。またその人数は何名か。	(全体で7名以内の委員のうち)学識経験者については建築、不動産、法制、文化、福祉の分野から4名を想定しています。
協議会の委員に景観形成審議会の委員長が含まれるのはなぜか。	適正管理条例第1条に定める目的の一つに「良好な景観」が含まれるためです。
協議会の民間団体に属する者は何名か、またどのような団体から選定するのか。	(全体で7名以内の委員のうち)1名を想定し、鳥取市自治会連合会に推薦を依頼する予定としています。
協議会の公募委員は何名か。	(全体で7名以内の委員のうち)1名を想定しています。
個人の財産を左右する内容を検討する場については、民間団体に所属する者より学識経験者を優先すべきではないか。	空き家に関する情報の収集には市民・自治会の協力が不可欠であり、協議会に参画いただきたいと思います。
民間団体の代表が1名で全市の意見が集約できるのか。	全市の意見を幅広く集められる委員を選定するため、鳥取市自治会連合会に推薦を依頼することを予定しています。なお、空き家台帳の更新や個別の空き家対策について、毎年時期を定めて本庁関係課と支所との間で情報を共有し、対応の進め方について意見交換を行って行く予定です。

<p>公募による者であるが、個人情報取り扱いなど支障はないか。</p>	<p>鳥取市では市民参画の視点より「付属機関等の委員の選任」は、鳥取市自治基本条例第22条により委員の一部については、公募により選任することが定められております。制度の主旨を丁寧に御説明しつつ、個人情報の取り扱いには特に注意いただくように運営してまいります。</p>
<p>外観調査だけでなく、20～30件のサンプリングなどで個別の事情の調査を行わなければ、協議会での適切な判断はできないのではないか。</p>	<p>本市では本条例の施行以前にも相談を受けている事例があります。まずそれらの事情を協議会に提供します。それに加えて、協議会に報告する各手続きにおいて個別の事情をどこまで確認すべきか意見をいただき、またサンプリング等による事情把握の必要性についても協議していきます。 (なお、平成26年2月までに市役所に通報のあった空き家に関して聴き取った放置要因の一番の理由は、「金銭問題」です。なかでも「生活資金が年金等に頼っており、解体費の捻出が困難である」が最大多数の理由となっています。)</p>
<p>【再掲】歴史的な建物等が空き家として処理されてしまうことはないのか。</p>	<p>適正管理条例にもとづく緊急安全措置、命令等の手続きについては、「空き家対策協議会」に協議しつつ対応することとしています。同協議会には建築や文化等に関する学識経験者が含まれ、歴史・文化的な価値等についての報告内容を踏まえた審議が行われる予定ですので、歴史や文化的な観点を踏まえた検討が行われずに手続きが進むということはありません。</p>
<p>協議会での会議の資料や会議録は公開されるのか。</p>	<p>公開された協議会については会議録を市役所HPにおいて公開する予定です。</p>